

Title	欧洲戦争と英国对外放資
Sub Title	
Author	ホブソン, シー、ケー
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.9 (1915. 9) ,p.1014(56)- 1026(68)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150901-0056

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

雜誌

歐洲戰爭と英國對外放資

シー、ケー、ホブソン

歐洲戰爭の影響を蒙りて、英國の對外放資が如何なる状態に陥るやは歐洲戦時の經濟に關聯する一箇の重要問題なり。英國政府は曩に資本放下制限令を公布し、資本放下の方嚮に就て、政府自ら許否の權能を收め、以て内國に於ける資金の充實を期したる一方に於ては、戰爭の結果輸入貿易増進して、輸入超過額の大きなるに至るや、如何なる方法に依て、入超過の増加を制す可きや、自ら世論の勃興する所と爲り、或は國民に生計上の節約を求め、或は商業政策の變革を望む者あるに至れ

り「ホブソン」氏は昨年「資本輸出」と題する一書を公にし、國際貸借の問題に就て多年の研究を示し、調査の詳密なると、立論の正確なるを以て、世間の稱讃を博したり。エコーミック、ジョーナル」本年六月號に掲載せられたる本論文は即ち同書に記述せられたる事實と論旨とを繼承し、目下繼續中の歐洲戰爭に依て、英國が對外放資に幾何の打撃を蒙りつゝあるや、將た又今後の對外放資は如何なる變調を呈するやを論述したるものにして、戰時並に戰後に於ける英國經濟政策の變轉を推測するに頗る有用なるを認む。其論旨を譯述する所以なり。(堀江歸一)

戰爭の爲めに生じたる國民資力の移動は其必然の結果として、英國將來の發達に供せらる可き能力を傷け、今や英國は内外の産業に對して資本を供給する源泉を缺くに至れり。英國は其

營業 金融の仲介
目 有價證券定期取引

東京日本橋區兜町二番地
株式會社 商榮銀行
東京株式取引所仲買人
小池國三商店

資本金 壹百萬圓
積立金 三十六萬六千三百八十三圓
及繰越金

小池合資會社

業務執行社員 小池國三

營業 有價證券
目 現物賣買
信託事務

所在地 東京市日本橋區兜町二番地
電話浪花園 三二〇〇・三二〇一・三二〇二・三二〇三・三二〇四・三二〇五
電信略號 【ヨ】又ハ【コイケ】
外國電信略號 «Koikeconie»

廣告主へ御注文の節は三田會社雜誌廣告に依る御附記を望む

西洋御料理

慶應義塾正門前

本店 東洋軒

電芝一、四三七番
二、〇八七番

支店所在地

新橋驛樓上 東洋軒支店

日本橋村井ビルディング内 東洋軒支店

日本橋濱町 東洋軒支店

帝國劇場内 東洋軒支店

大坂料理店錦水内 東洋軒支店



●慶應義塾御用●

芝區三田四丁目十番地

星野洋服店

●制服御調製所●

當會社ニハ株主ナルモノナシ會社ハ保
險契約者ノ共有ニシテ會社ノ利益ハ保
險契約者ニ配當ス

東京市京橋區桶町十八番地



千代田生命保險會社

電話京橋 三三番三三番一二五六番

社長 門野幾之進
専務取締役 北川禮彌
取締役 牛場卓藏
監査役 岩本述太郎
監査役 麻生義一郎

●館主は多年の經驗を有し北米
ニューヨーク市の大家バック氏
の寫真場に於て實地研究仕候
●光線法及表情を重んじ美術寫
眞を撮影仕候

(出張及夜間撮影仕候)

●寫真料は従前之通りに御座候

●中鉢寫真館

東京麻布區飯倉通
芝公園前赤羽橋側
電話芝 二二三四番

多年蓄積したる資本を現状の儘に維持するを得
るや否や、内國に於ける各種の設備建築物の類
を修繕するに遺漏なきを得るや否や、英國の所
有する外國の有價證券は何等減損せざるを得る
や否や、是等は何れも現時の問題なり。唯今日
之を解決するに必要なる資料は甚だ不備にし
て、内國産業の有形的設備が如何なる程度まで
減損するの問題を決定するに就ても困難の大な
るものあり。外國に放下せられたる資本に就て
は、問題稍や簡單にして、一國と他國との間に
資本の移動し、有價證券の讓渡さるゝは、國內
に於ける資本額の動搖若しくは所有状態の變動
の如く、人の注目を逸するものに非ず。從來英
國の所有したる有價證券が外國に賣却せられ、
又外國より有價證券が英國に齎さるゝことあら
んか、其事實は直に新聞紙の評論に上り、外國
爲替は斯る賣買の行はるゝ時期を示す可し。殊
に内國放下の資本は近年多く私人間の約定に依

て、應募せらるゝに反し、外國放下の資本は、
公告に依て、募集せられ、隨て後者の事實を顯
著ならしむ可く、加ふるに國際貿易の報告は資
本移動の狀況を確むるを得べし。今日は英國の
對外放資に對する戰爭の影響を研究するの時機
熟せりとする能はざるも、尙ほ此問題に對して
初步の觀察を下すに難からず。

昨年七月の恐慌に際して、起れる顯著なる事
實の一は銀行並に他の債權者が外國に貸出した
る資金を回收し、外國有價證券の所有高を處分
するに急なりしこと是れなり。始め國際間の形
勢は大陸に於けるよりも、英國に有利なるが如
く、倫敦市場は鞏固なる地位に居り、國際的證
券の賣物幅濶し、大陸諸國の債權者は其倫敦に
有する債權を回收するに忙はしかりしが、一旦
倫敦が外國に有する貸付金の回收に着手する
や、事情一變し、各種の有價證券をして紐育に
移送せしめ、結局支拂を得ることの不確實と急

劇なる處分を行ふことの不可能に依て、株式取引所を閉鎖し、進んで事變救済の計畫を實行するの己むを得ざるに至らしめたり。故に倫敦市場の崩壊は市場に固着せる弱點に基けるに非ず、寧ろ外國人が急劇に受けたる取付に應ずるに不能なりしことに座するものなり。然も資金の取立は徐々に行はれ、唯外國人中敵國に屬する者の支拂はれざるに至れるの外、他の債務者は巨額の債務を支拂ふを辭せざりき。殊に米國は同國大藏卿の計算に據るに、千九百十五年一月一日を以て満期と爲る可き九千萬磅の債務を英國に負ひたるが、其大部分は英蘭銀行が、「オックスワ」に開設したる正貨準備預託所に對し、金貨の形態を以て、又英國に輸送せられたる食料品、商品、軍需品の形態を以て支拂はれたり。他の諸國に就ては支拂を得ること稍や困難にして、殊に露西亞に就ては、輸出貿易停廢の爲め、商人の送金を不能ならしめ、結局國債

の利子を支拂ひ、又軍需品の代金を決済する爲め、倫敦市場に於て資金を借入るゝの必要に接せしめたり。

南亞米利加に於ては、一方に新に公債を外國に募集すること不可能と爲り、他の一方に外國より債權を回収せられたる爲め、經濟社會に破綻を暴露し、又利子の支拂を怠る者を生じたるが、其後歐洲に於て高價を以て、食料品並に他の産物を需要する結果、南米の地位自ら復舊し他に資金を融通するの餘裕を生ずるに至れり。然れども之を全局より見るに、英國の資本家が巨額の資金を回収したる對手國は即ち合衆國に外ならず。英國が米國より買入れたる原料品製造品は英國貨物の賣却高に比較して、甚だ多く爲替相場は常に英國に逆となり、既往六箇月間期限の到來せる債務の回収を以てして、尙ほ相場場の平準點以下に低落するを防止する能はざりき。茲に於てか、貸付金の回収に加ふるに、紐

育株式市場の状態復舊するに隨ひ、同地に向つて有價證券を賣却するの手段に出でたり。始め

紐育に於て、外國より來る賣物は主として獨逸兩國の所有に係るもの、如く、現に爲替相場如き、英國に對して逆と爲るに先だちて獨逸兩國に對して、逆と爲れり。然るに本年に入りて新聞紙は、英國の證券所有者が徐々證券の賣却を行ふことを報道し、而して其證券は主として米國の鐵道並に工業會社の株式にして、他の株式も亦所有者に變動を生ずるものとせられたり。例へば獨逸兩國の公債の如き、英國人が之を所有するも戰爭中利子の支拂を受くる能はざるが故に、自ら米國に送付せられたるが如く、「アルゼンチン」の株式も亦米國に賣却せられたり。但し是等の證券の販路は米國に於て制限あるが故に、重に賣却せられたるは米國の證券にして、始めは高價を以て取引せられ、其代金も亦有利なる爲替相場を以て、米國より倫敦に

向つて決済せられたり。

二

有價證券の移動と相關聯して、一の注意を要するは、倫敦株式取引所が本年一月其取引を再開するに當り、外國より有價證券を買入ること就て、制限を加へたるの事實是れなり。即ち如何なる有價證券と雖も、昨年九月以後英國内に現實に存在し、戰爭破裂後敵國の所有に歸せざりし事實が銀行、仲買人、其他責任ある人に依て證明せられざれば、取引所の取引に付せられず、又無記名證券、白紙裏書證券は十月一日以前の日付を有する政府の證印あり、且つ前段同様の證明あるに非ざれば、取引に付せられざること、爲れり。固より英國の資本家が機會に乗じて、外國より貸付金を回収するに努力する以上は、時に金融市場の人爲的緩漫に依て、多少の除外例ありとするも、尙ほ新取引の行はるゝを拒否したるは論を俟たず。資金の調達を希

望する者は倫敦に於て、交渉を開始し、又自論見書に對する應募を勧誘したることなきに非ずと雖も、之を成效せしむるに要する條件は甚だ苛酷にして、自ら此種の計畫を中止せしめた

英國屬領並に諸外國の爲めに、英國に於て行はれたる資本應募高

年	月	英國屬領	諸外國	合計
一九一四年	一月	二六・一七・七八三	一一・二一六・六八三	三七・三三四・四六六
	二月	一〇・七六〇・七九七	二〇・八〇〇・一五六	三一・五六〇・九五三
	三月	一〇・二八九・九三七	一一・五四一・四八八	二一・八三一・四二五
	四月	九・三七三・八九八	三・六五三・〇八六	一三・〇二六・九八四
	五月	五・五〇二・四六五	三・一〇六・〇九五	八・六〇八・五六〇
	六月	一一・九一二・一六七	九・七〇五・九一二	二二・六一八・〇七九
	七月	九・六二四・六八〇	七・三一七・四七五	一六・九四二・一五五
	八月	一一・九・八〇〇	五五・〇〇〇	一七四・八〇〇
	九月	一〇・〇〇〇	一一・二九・二二四	一一・二三九・二二四
	十月	一〇・〇〇〇	六五一・五〇〇	六五一・五〇〇
	十一月	一〇・〇三・二九五	八九〇・六二五	一・八九三・九二〇
	十二月	二九八・〇〇〇	六〇・〇〇〇(註、一)	三五八・〇〇〇
一九一五年	一月	八〇・〇〇〇	二五・〇〇〇(註、二)	一〇五・〇〇〇
合計		五・一二六・二〇〇	一・九七五・〇〇〇	五・一二六・二〇〇

(註、一) 佛國大藏省證券一千萬磅を除外す。
(註、二) 露國大藏省證券九百五十萬磅を除外す。

近時内外に對する資本放下額の減少したるに就ては、資本放下に關して、大藏省の干渉の加へらるゝことを記慮せざる可からず。蓋し大藏

省は本年一月十七日布告を發し、株式取引所に於て、新に證券の取引の行はるゝときには、其行はるゝ以前に大藏省の許可を受くることを要し、而して殖民地企業に關する證券は絶対の必要と特殊の事情と伴うに非ざれば、許可せられず、大英帝國以外の企業に關する證券は取引を許可せられず。又大藏省證券其他短期證券の借換に就て必要な發行に對しては、普通之を拒否せざることをしたり。是等の規定は金融市場の人爲的緩漫に臨んで行はれんとしたる證券の發行を抑制したるや論を俟たず。唯、一二の場合殊に中央「アルゼンチン」鐵道の證券發行

に就て、如上の制限の緩和せられたるは興味ある事實なりとす可し。

外國放資の回收並に新證券發行の停止は最近九箇月間英國對外放資の状態に起れる問題の半面に過ぎず、他の一面に於て、英國政府は聯合諸國並に殖民地に對して、財政上の援助を與へたり。貸付金の正確なる額は之を知る能はずと雖も、今日に至るまで現に各國に融通せられ、又融通の約定を了したるもの大約左の如し。

英領殖民地	露國	佛國	白耳	塞耳比亞	合計
四五・〇〇〇・〇〇〇	四一・五〇〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇・〇〇〇	八〇〇・〇〇〇	一〇七・三〇〇・〇〇〇

英領殖民地に對する四千五百萬磅の貸付金は

昨年十一月軍事公債の收入に依て行はれたるものなり。而して大藏省は本年二月を以て今後加奈陀が千二百萬磅を、濠洲が千八百萬磅を、ニユージーランドが五百二十五萬磅を、南阿非利加が七百萬磅を要することを計算したり。又露西亞に對しては、本年二月十五日二千二百萬磅の貸付金を爲し、外に同月中同國大藏省證券の引受高九百五十萬磅を加へて、上表の金額を成す可く、一月中佛蘭西大藏省證券にも同額の發行せられたるものあり。是等は曩に掲げたる資本の回收高に相對して新に行はれたる放資を以て、目す可きものとす。

三

茲に於てか、一箇の問題と爲るは、開戦以來行はれたる資本の回收高と新に行はれたる貸出高と孰れが大なりしやの事實是れなり。思ふに資本並に利子の移動と商業以外の性質を有する金額とを除外して、計算するときは、英國に居

依て行はるゝ勤勞に歸す可き金額を除けるものあるを以て、宜しく右の金額を輸入額より除くか、又は輸出額に加へざる可からず。此以外に外國居住民の爲めに行はるゝ勤勞の價格にして例へば、銀行業者、保險仲介業者其他金融業者の勤勞の如き、又印度事務省に對する支拂、政府關係の勤勞の如き、全然輸出價格に計算せられざるものと共に、同一種類の職務にして、英國民の爲めに行はれ、英國より支拂を行はざる可からざるものあり。又旅行者の費用の如き或は印度駐在の官吏、商人等の本國に對する送金の如き、商業上の性質を有せざるものあり。殊に貿易表に於て輸出入品の價格査定に大なる缺點の存するは著明の事實にして、例へば南阿非利加其他より輸入せらるゝ金剛石は全然評價せられず、又舊船にして、外國に賣却せらるゝものも記録せられざるが如し。殊に昨年開戦以來の重要な貨物の種類にして、輸出品として除

住する人民の外國人に供給する貨物並に勤勞の價格は外國より受取る貨物並に勤勞の價格と均衡を保つものとす可し。蓋し一定期間内に受入るゝ貨物並に勤勞の超過額は畢竟短期の融通、外國に貸出したる資本に對する利子の流入等を包含する資本の移入を表示し、又一定期間内に供給せらるゝ貨物並に勤勞の超過額は資本の流出又は曩に借入れたる資本に對する利子の流出を表示するものなり。故に外國に供給せらるゝ貨物並に勤勞の價格と外國より受入るゝ貨物並に勤勞との差額を知らんか、自ら一國に於ける資本並に利子の純出入を推測するを得べく、如何なる程度に於て、資本が一國に出入するやの問題も直に解決するを得べきなり。

先づ輸出入貿易の統計に就て考ふるに、英國の輸入貿易額には海運業保險業に關して英國民に依て行はるゝ勤勞に歸す可き金額を含み、其輸出貿易額には海運保險業に關して、英國民に外せらるゝものあり。即ち貿易月表に於ても注意するが如く「輸出品中には聯合諸國の政府が英國に於て購入したるもの又は諸國政府の爲めに購入せられたるものを含むと雖も、英國政府の貯藏品の輸送せられたるもの、英國政府の購入し、而して政府所屬の船舶に依て、輸送せられたるものは、之を含まざる」ことゝしたり。是等の貨物を輸出品より除外するも其商業若しくは對外放資を代表せざるの故を以て、可なりとするを得るも、政府の船舶に依て英國に輸送せらるゝ陸海軍用品、英國陸軍用の爲めに、外國より直接に佛蘭西に陸揚げせらるゝ貨物の如きに至つては、之を貿易統計より除外するも、尙ほ輸入超過額に加算するを至當とす可し。或は「ボレー」氏の如きは捕獲したる敵國の貨物をも輸入の内に加へたれども、之に對しては何等支拂を爲すを要せざるを以て、除外するを可なりとす可く、敵國の船舶、殖民地の寄贈せる穀

物砂糖の如きも、除外したる儘にて何等の支障を生ぜざる可し。

今、實際問題に進み、開戦以後に於ける輸出

入並に輸入超過月別を示し、千九百十三年より同十四年に至る額並に千九百六年より同十三年に至る平均額と對照す可し。(單位一千磅)

輸 入	輸 出	輸入超過	同	同
(一九一四—一五年)	(一九一四—一五年)	(一九一四—一五年)	(一九一三—一四年)	(一九〇六—一三年平均)
八月 五五・一五二	三三・三〇三	二一・八四九	七・四四八	七・七八八
九 四七・二九一	三二・六三三	一四・六五八	九・五〇七	六・五五五
一〇 五三・二七六	三六・三六六	一六・九一〇	九・七九三	八・〇八六
一一 五七・五九〇	三一・四二六	二六・一六四	一六・七一三	一七・九四六
一二 六九・二五三	三三・二二三	三六・〇三〇	二〇・六四五	一九・一六二
一 六九・八二九	三六・五二六	三三・三〇三	一四・一二四	一五・三一九
二 六七・三八六	三四・六七四	三二・七一二	八・八二九	一二・四九一
三 七七・六三九	三九・七九二	三七・八四七	一一・八一六	一四・五六二
四 七四・七四八	四三・八一八	三〇・九三〇	一一・七一	一二・九九三
五		六・三一〇	一〇・二二七	一〇・二二七
六		一三・五八五	一〇・七三二	一〇・七三二
七		一一・〇七〇	八・〇八八	八・〇八八
合計 五七二・一六四	三二一・七六一	二五〇・四〇三	一四一・五五一	一四三・九四九

昨年八月より本年四月に至る九箇月間の輸入超過は二億五千萬磅にして、平年に於ける超過額の二倍に相當し、歴史上最高の記録を成せり

と云ふ可く、開戦後一年間の入超過は三億五千萬磅に上るものと豫想するを得べし。所謂貿易の逆調なるものは前記の統計に示さ

る、入超過より更に大なることを記憶せざる可からず。蓋し英蘭銀行は開戦の當初より正貨準備在外預託の制度を實行し、此制度の下に於て當然輸入せらる可き多額の金額は英蘭銀行の勘定を以て「オツタワ」並に南阿非利加に蓄積せられ濠洲にも同様蓄積せられたるものありと信せらる。紐育商業新聞の所報に據れば、昨年秋季合衆國より「オツタワ」に送致せられたる金は千四百六十萬磅に上れりと云ふ。然も本年四月末に於ては、正貨取付の勢を生じて、爲めに此額を減じたるが如くなれども、南阿には此以上の額累積せられたるが如し。現に千九百十四年八月より千九百十五年四月に至る九箇月南阿より輸入せられたる金は百七十二萬五千磅に過ぎざるに、千九百十三年より同十四年に至る同時期に於ては、輸入額二千六百三十七萬九千磅に千九百十二年より同十三年に至る同時期に於ては輸入額二千九百二十七萬六千磅に達したるこ

とを考ふるときは、少なくとも南阿に蓄積せられたる金を二千五百萬磅と計算するを得べし。然らば「オツタワ」南阿其他に金貨の蓄積せられたる爲めに貿易の逆調は三千萬磅を増加したりとす可く、更に昨年十二月中露國より受取り貿易表に記録せられざる八百萬磅をも加へざる可からず。輸入超過に對して更に加重す可きは、英國に輸送せられ、或は英國の購入したる儘、在外の陸海軍に供給せられたる軍需品の代價是れなり。英國に輸送せられたる軍需品と雖も、政府の船舶之を運送し、且つ政府を荷受人としたるときには、輸入貿易額の統計に上らざると共に石油煙草の如きは、輸入後政府の所屬に歸する場合にも、尙ほ輸入額に計算せられたるものあり。私人の船舶に依り、政府の爲めに輸入せられたる貨物にして、陸海軍官憲の見込に依り、輸入の内容を明示せざるものあり。銃器、彈藥

の如き、即ち此適例なり。又軍需品中、例へば米國より直接に在佛の英國陸軍に輸送せられたるものあり。此外貸銀給料其他在外軍隊の買入れたる代金支拂の行はるゝあり。隨て輸入超過額に對して、幾何の増額を加ふれば可なるやは今日正確に之を知る能はず、聊か專斷に失するの嫌あれども、在外金貨の累積高三千萬磅、在外軍隊軍需品七千萬磅を合せたる一億磅を以て既往九箇月に於て、輸入超過に加重する金額とす可きか。此計算を以てすれば、九箇月間に於ける貿易の逆調は二億五千萬磅より三億五千萬磅に達するものとす可きなり。

四

以上の輸入超過額に對しては、種々控除可きものあり。其重なるものは海運業の収入是れなり。英國人が此項目に於て収入する金額は千九百七年の調査に於て、約九千萬磅に上れるが

其後商船の噸數著しく増加し、千九百七年の一千八百八萬九千六百四十二噸に對して、千九百十四年十二月三十一日には二千萬九千五百三十噸に上り、一割以上の増加を示し、此間汽船の帆船に代れるものあるを以て、其搭載力は噸數以上の増加を致せりとす可し。一方に英國汽船の約五分の一は開戦以來政府の徵發する所と爲り、或は補助軍艦として、或は運送船として、軍務に就き、殊に速力の大なる汽船を徵發して前者の用に充つる爲め、搭載力に於ては、五分の一以上を奪はれたると同一の結果を生じ、又機械水雷の沈置と荷積荷卸の遲滞とは相俟つて、一船舶の平均航海數を減せしめたり。左に掲ぐる統計に據れば、英國の港灣に出入する汽船の噸數が千九百七年と比較して、三分の一以上を減じたることを知るに難からず。

入 港

出 港

合 計

一九一四年八月—一九一五年四月 一八〇八二・六七七
 一九一三年八月—一九一四年四月 二四・一〇〇・四三二
 一九〇七年(五月乃至七月を除く) 二一・六〇一・三六四

一六〇六九・四一八 三四・一五二・〇九五
 二六・二七〇・六三三 五〇・三七一・〇〇五
 二七・一九八・八六五 四八・八〇〇・三二九

平均運賃率は昨年八月以來騰貴し、千九百七年の平均以上に居り、諸航路に就て見るに、一倍四乃至四七の高きに上れり。隨て各種の事情を綜合し、開戦以來九箇月間に於ける英國海運業の収入は約一億磅とするを得べし。

千九百七年手数料、保険料、外國人の爲めに倫敦に於て行はれたる金融上の業務等に屬する

人の數減少し、通過貨物に對する保険料の收入、印度其他政廳の費用は略ぼ同一の程度に居れり。隨て上記諸項目の金額は千九百七年の七割五分に該當するものと概算するを得べく、年額三千三百萬磅九箇月間の金額二千四百萬磅と、運賃其他の收入と合せて、一億二千五百萬磅と推算して、大過なかる可し。

収入は約三千萬磅と計算せられ、外に政府關係の職務より生ずる料金、各種の送金、古船の代價は一千四百萬磅と計算せられたり。外國人の爲めに倫敦の行ふ金融上の業務は戦争の結果著しく減縮し、倫敦を通じて行はれたる各種の支拂は他の中心點を經由し、株式取引所が外國人に行ふ取引も亦大に減少し、米國の旅行者も甚だ少なきに至れる一方に送金を要する在外英國

英國の輸入超過は二億五千萬億にして、之に上記他の項目に屬する金額一億磅を加ふれば、三億五千萬磅に上る可し。之に對して資本利子勘定に屬する上記一億二千五百萬磅を控除するときは、殘額二億二千五百萬磅と爲る可く、此金額は英國より出づる資本利子に對して、英國に入る資本利子の超過額を代表するものなり。此均衡を維持する重要な項目は九箇月間に於

ける利子配當の收入一億二千五百萬磅に外ならず。曩に「サー、デヨージ、ペインシュ」は千九百七年に於ける英國對外放資の收入を一億四千萬磅と計算したり。爾來此金額は著しく増加し、内國稅事務局の報告に係る外國關係收入の増加を基礎として、計算すれば、開戰當時に於ける此種の收入は一億九千萬磅に上るものとす可く、九箇月間の收入は一億四千二百五十萬磅に當る計算なり。固より戰爭に依り或る方嚮に於て、此種金額に減少を來したるは、當然にして、或は支拂を停止し、或は敵國たるの故を以て、何等收入の回收せられざるものあり。然も其高に一割二分の減少を呈したりとは認むる能はず。要するに全體の差額一億磅(二億二千五百萬磅より利子配當一億二千五百萬磅を控除したるもの)は外國より英國に輸入し來れる資本の純額即ち英國對外放資の回收高を表示するものなりとす可し。

以上の立論に基ひて、大體の趣旨を概括するに、開戰以來英國對外放資の狀況急變し、一方に巨額の資本の或は貸付金の償還に依り、或は有價證券の賣却に依り、特に米國より回收せられたると同時に、他の一方には聯合諸國並に殖民地に對し、軍事上の目的を以て、重要な金額の貸出されたるものあり。然も英國の國際貸借を解剖するときは、資本回收額の資本貸出高を超過すること約一億磅に及び、英國對外放資の總額三十五億磅に比較して、資本の累積高を侵したる割合敢て尠少なりとする能はざるなり。

消費の順序並に限度に關する原則及び其の行はるゝ結果に就て

増井幸雄

目次

緒言

第一原則

- (一) 人間行爲の根本方針
- (二) 消費の順序
- (三) 消費の限度

第二原則の行はるゝ有様及び其の結果

- (四) 種々の財を以て同一又は同じ程度の欲望を満足せしむる場合
- (五) 同種同量の財を以て種々の欲望を満足せしむる場合
- (六) 種々の財の種々なる分量を以て種々の欲望を満足せしむる場合

要論

第九卷

(二〇二七)

雜

錄

消費の順序並に限度に關する原則及び其の行はるゝ結果に就て

第九卷

六九

緒言

財の消費は如何なる順序に従つて行はるゝやといふことに就ては二様の學説があるのであつて、一は消費を以て欲望の強弱財の效用の大小の順序に従つて行はるゝものとなし、他は之に反して消費は之によつて得らるべき享樂又は效用と之を得るに要する犠牲又は費用との差の大小の順を追うて行はるゝものであると論じて居る。前説は多くの學者の懐く所の意見であり、後説は「リットフマン」や「バツテン」などの主張する所に係る。一見したる所、前説は享樂や財の效用のみを見て之に要する犠牲や費用を眼中に置かざるが故に所謂自由財のみに適用ありて經濟財は適用なきが如く、後説は效用と費用との兩者を考慮の中に入るゝが故に經濟財のみに適用せられて、自由財には適用せられざるが如く、従つて兩説はそれゝ其の取扱ふ範圍を異にし其の適用範圍を異にせる別個の並立せる